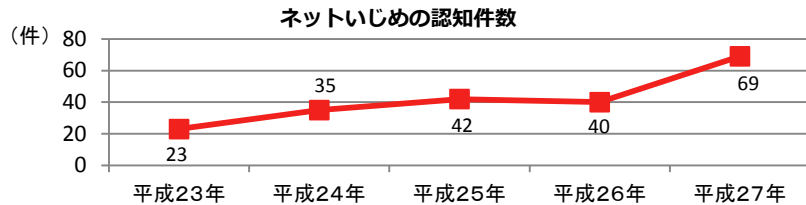


高知県青少年保護育成条例の改正について

1 現状

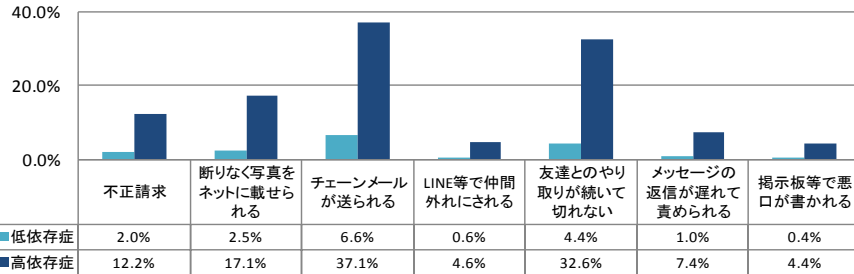
- 高知県のインターネット利用率
・小学校82.0%、中学校91.0%、高等学校97.7%

- 高知県のネットいじめ認知件数は、増加傾向にある。



- インターネットの利用に伴い被害にあふ経験は、依存傾向の高い児童生徒の方が多い。

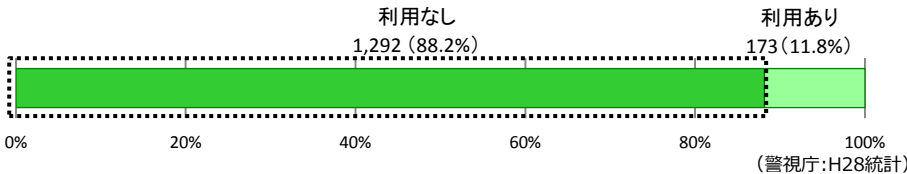
インターネットの依存傾向と被害経験



(警視庁:H27.7調査)

- フィルタリングを設定していない児童生徒の方が被害にあふ確率が高い。

被害経験とフィルタリング設定の有無



(警視庁:H28統計)

◇高知県いじめ問題対策連絡協議会での協議
実効ある取組を進めていくため、高知県青少年保護育成条例を改正し、保護者の責務に対する県民意識の高揚を図るとともに、関連する施策等を総合的に推進

2 今回改正の具体的内容

(1) 保護者の役割を新設

- ① 監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するように努める。
- ② 監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるように努める。
 - ア 利用時間及び利用場所を制限し、保護者が利用状況を把握する。
 - イ 利用を保護者が同意した機能に限る。
 - ウ 「フィルタリングソフトウェア」の活用等により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませない。

(2) 学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を新設

- ① 青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得できるように努める。

※事業者の責務は既に規定済

3 条例改正後の県の取組(案)

県は高知県青少年保護育成条例第4条(県の責務)に基づき、関連する下記の取組を総合的に推進

<地域福祉部>

- ◆ホームページ・広報誌等での周知 ◆一部改正周知チラシ作成・配布
- ◆関係団体や警察等と連携したキャンペーンの実施 など

<教育委員会>

- ◆学校・PTA単位でのルールづくりの促進 ◆啓発リーフレット作成
- ◆「高知家」児童会・生徒会サミットでの啓発 ◆情報モラル教育の推進
- ◆高知県版ネット宣言(案)(関係機関も含めた宣言) など

<県警>

- ◆各種情報媒体を通じた広報活動 ◆事業者による販売時の説明促進
- ◆講習会等によるフィルタリング・機能制限の啓発 など

第4条 県は、国及び市町村との連携のもとに青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。